

恵庭市文化功労者表彰条例の一部改正について

1. 趣旨・背景

「恵庭市文化功労者表彰条例」は、本市の文化の向上発展に寄与した個人や団体を称え、もって文化を普及振興することを目的として制定されています。近年の恵庭市文化功労者表彰審査委員会や市議会における青少年の文化活動の表彰についての議論を踏まえ、青少年の活動をより積極的に評価し、次代を担う人材の育成と文化の普及振興を図るため、条例の一部改正を行うものです。

2. 現状と課題

○直近の青少年の表彰実績（いずれも文化奨励賞）：

- 令和6年度：14歳（「少年の主張」全道大会最優秀賞受賞者）
- 令和7年度：18歳（全国規模の科学技術発表会にて受賞者）

○課題：現行の条例および施行規則において、青少年を対象とした表彰の規定が明確ではなく、今後の審査・表彰のあり方を見直す必要があります。

3. 改正（案）の主な内容

（1）現行の表彰区分に加え、青少年の顕著な活動を評価するための新たな賞を創設します。

① 「青少年文化賞」の新設（条例改正）

文化の分野で活躍する青少年を対象とした賞を新たに設けます。

② 対象者の明確化（施行規則改正）

- 対象者：市内に居住、または活動拠点を有する青少年（学齢始期から25歳未満の者）、もしくは青少年で構成される団体。
- 選考基準：芸術、科学及び教育の各分野において、主として青少年を対象とする活動における業績が顕著であり、今後の活動が特に期待されるもの。

（2）文言の修正や規定の整理等

4. 改正後の制度内容

表彰の種類	選考基準	要件
文化賞	文化の向上発展に関し、特に業績の顕著な個人又は団体	・市内に10年以上居住し、または活動の場雄有している個人
文化奨励賞	文化の向上発展に関し、業績が認められ、かつ、今後の活動が期待される個人又は団体	・市内に5年以上主たる活動の場を有している団体
文化振興賞	文化の向上発展のため長年にわたり尽力し、その業績が特に顕著であると認められる個人	・上記に加え、表彰当日の年齢が55歳以上の者
【新】青少年文化賞	芸術、科学及び教育の各分野において、主として青少年を対象とする活動における業績が顕著であり、今後の活動が特に期待されるもの	・市内に居住または活動拠点を有する青少年（学齢始期から25歳未満の者）、もしくは青少年で構成する団体

※選考基準・要件は、条例施行規則により規定する

5. 施行期日

公布の日から施行

6. 今後のスケジュール（予定）

日程	内容
7月1日	議会最終日に条例改正の議案を提出
8月	表彰者の推薦募集
9月	審査委員会による審査
11月2日	表彰式の開催